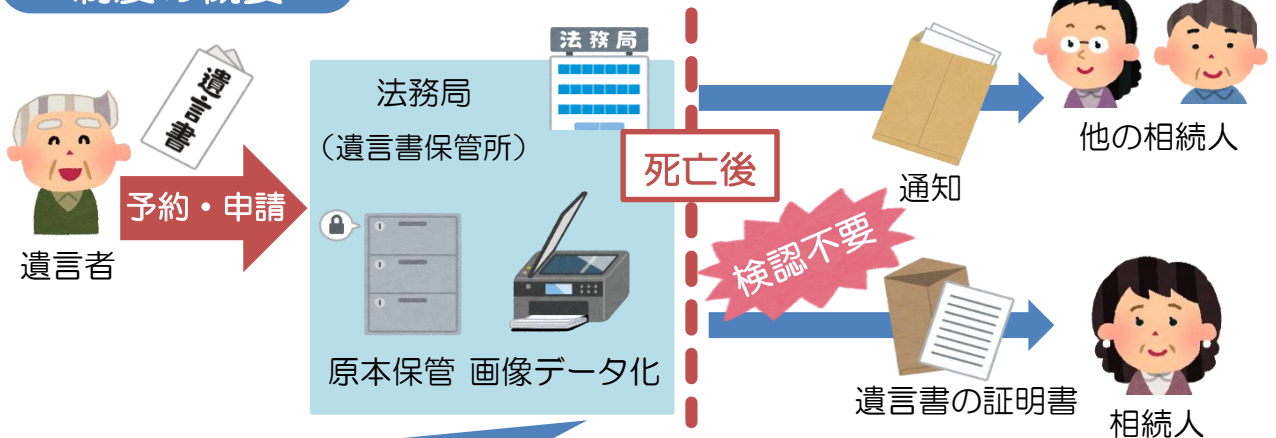


## 法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「[自筆証書遺言書保管制度](#)」が始まりました。

### 制度の概要



#### メリットは??

- ・家庭裁判所での検認が不要です！
- ・遺言書が紛失・亡失するおそれがなくなります！
- ・遺言者の死後、遺言者が指定した相続人等のお一人に遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

#### 相続開始後は??

- ・相続人等は遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます！
- ・相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します！

※法務局では、遺言書の日付や署名・押印等の外形的な確認は行いますが、遺言の内容についての相談はお受けできません。

### 手数料

遺言書の保管の申請	3,900円
遺言書の閲覧の請求	1,400円（モニターでの閲覧） 1,700円（原本での閲覧）
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

※1通あたりにかかる手数料

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務局HPのQRコードからご覧ください



遺言書保管 法務局

検索